

議案第107号

大阪市環境影響評価条例の一部を改正する条例案

大阪市環境影響評価条例（平成10年大阪市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第2条関係） [(1)～(3) 略] (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第 <u>38条第2項</u> に規定する事業用電気工作物 であって発電用のものの設置又は変更の 工事の事業 [(5)～(17) 略]	別表（第2条関係） [(1)～(3) 同左] (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第 <u>38条第3項</u> に規定する事業用電気工作物 であって発電用のものの設置又は変更の 工事の事業 [(5)～(17) 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年5月13日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

環境影響評価等の対象事業の範囲に関する規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。